

学校教育法等の一部を改正する法律(平成27年法律第46号)により、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな学校種として学校教育法第1条に位置付けられたことを踏まえ、建築基準法の規定の適用については、以下のとおりとすることを予定(平成28年4月1日施行)。

小学校と中学校の建築基準法の基準	同じ場合	異なる場合
対象条項	建築基準法施行令第19条(採光)、第119条(廊下の幅)	建築基準法施行令第23条第1項(階段)
対応	小学校・中学校と同一の基準が適用されるものとして「義務教育学校」を位置づける。	小学校の基準が適用されるものとして「義務教育学校の前期課程」を、中学校の基準が適用されるものとして「義務教育学校の後期課程」を位置づける。
備考	—	<p>○前期課程と後期課程が<b>別々の校舎</b>の場合 ⇒それぞれの校舎ごとに基準の適用が可能</p> <p>○前期課程と後期課程が<b>同一の校舎</b>の場合(音楽室や図書室など<b>一部を共用</b>する場合を含む。)                      &lt;前期課程の児童が利用する階段&gt;</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">小学校の基準</div> <div style="font-size: 2em;">or</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">                         中学校の基準 + 代替措置(※)                     </div> </div> <p>※階段の両側に手すりをつける等                      &lt;前期課程の児童が利用しない階段&gt;</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;">中学校の基準</div>